

公益財団法人一戸町社会福祉基金

令和7年度助成事業募集案内

1 助成対象者

一戸町内住所又は活動の本拠を有し、社会福祉を目的に組織された団体（社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益法人など）及び町民の福祉向上を図ることを目的として組織された福祉団体及び住民団体（町内会、自治公民館含む）

2 助成対象事業

(1) 社会福祉団体等の活動に対する助成

- ① 在宅福祉活動及び地域福祉活動の増進等 社会福祉の増進を図るために行う福祉活動で、他制度で助成対象とならないもの
- ② 高齢化社会に向けて健康維持の方法や日常生活に便宜を図るために行う活動（健康維持のための健康器具の整備など）
- ③ 児童の健全育成に寄与する福祉活動
- ④ 社会福祉に関する研修や講習会の開催又は受講

(2) 社会福祉施設の整備に関する助成

公的制度に寄らない在宅福祉活動に必要な機材や器具及び入所者の危険防止等のための修繕や施設整備で、他の制度の助成対象とならないもの

【助成対象とならないもの】

- ① 専ら営利を目的とするものは助成対象となりません。
- ② 当該事業において、町や社会福祉協議会等、他の団体の助成を受けているものは助成対象となりません。
- ③ 法人又は団体の運営事務に関する経費（人件費、家賃、光熱水費、電話料、飲食費、役員会等執行部会開催会費、事務所費等）は対象となりません。
- ④ 不動産取得費、保証及び賠償金、償還金及び利子、投資及び出資金、寄附金等は対象となりません。
- ⑤ 自治公民館や集会所等の備品購入のみを目的とした助成申請は、助成対象となりません。

3 助成対象事業期間

令和7年4月から令和8年3月までに実施して完了する事業

4 助成限度額

助成対象経費の合計額から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額の範囲とし、当該事業の9割相当額を上限とする。ただし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。また、1事業の上限額を150万円までとする。

<考え方>

総事業費 100,000円の場合、上限額は、90,000円となります。

ただし、当該事業に係る会費収入 5,000円、寄附金 1,000円がある場合は、その額を控除した額となりますので、 $90,000円 - (5,000円 + 1,000円) = 84,000円$ によって、84,000円が助成申請できる上限額となります。

5 助成申請するための提出書類

- 1 助成申請書
- 2 備品購入の場合は、見積書
- 3 定款または会則等
- 4 令和5年度事業報告書・収支計算書（決算書）

6 手続きのながれ

- ① 助成金申請書提出（1/31まで）⇒ ② 調査・審査（2月）⇒ ③ 審査結果の通知（助成内示又は不採択）⇒ ④ 助成決定通知（4月）⇒ ⑤ 事業完了報告（実績報告書類等提出）助成金交付申請（精算払）⇒ ⑥ 助成金交付

※④の後、必要に応じ、助成額の80%以内で前金払請求書を提出することができます。

7 助成金交付申請書提出期限

令和7年1月31日（金）まで

8 提出先及び照会先

〒028-5312 一戸町一戸字砂森 93-2 一戸町総合保健福祉センター内
公益財団法人一戸町社会福祉基金（担当：関上）

TEL 0195-33-3385 Fax 0195-33-2737